

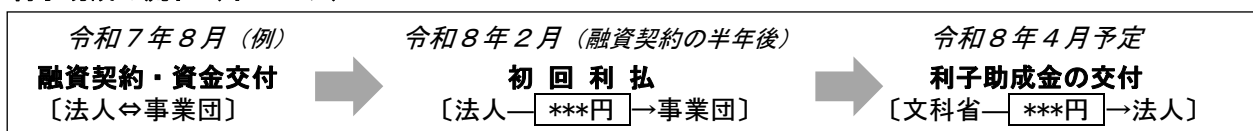
新型コロナウイルス感染症対応事業に係る利子助成について（令和7年度）

日本私立学校振興・共済事業団 融資部融資課

1. 制度の概要

新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ感染症」という。）への対応に要する資金として、私学事業団の「教育環境充実資金」を令和7年9月までに利用した場合、初回の利息（令和7年度中に支払う半年分の利息）について、文部科学省から利息と同額が助成されます。

利子助成の流れ（イメージ）



2. 利子助成の対象となる要件

（1）コロナ感染症に対応するため、以下のいずれか（複数可）の事業を実施する場合

- ① 授業料の延納等を認める措置
- ② 家計が急変した学生（生徒・児童・園児）に対する給付・授業料減免等
- ③ 遠隔授業導入等の教育環境の整備
- ④ 医療機器等の整備

※1 上記以外のコロナ感染症対策で融資を希望される場合は、ご相談ください。

※2 人件費など、後年度にわたる性質のものは含まれません。

（2）コロナ感染症の影響により以下のいずれかに該当し、今年度の支払資金が不足する状況にある場合

- ① 新規入学の留学生数が、令和元年5月1日時点に比べ10%以上減少
- ② 医歯学部を有する大学について、附属病院の収入が対前年度比10%以上減少

3. 利子助成の対象となる融資額

利子助成の対象となる融資額は、設置校ごとに次の額となります。ただし、利子助成の対象となる要件が2.（1）であり、当該事業の実施に要する見込額の方が低くなる場合は、当該見込額の範囲内となります。

大学、短期大学、高等専門学校	1億円
高等学校	5,000万円
中等教育学校、義務教育学校、中学校、小学校	3,000万円
特別支援学校、幼稚園、認定こども園、専修学校	1,000万円

※ 事業査定額・資産査定額・担保査定額により、金額が異なってくる場合があります。

4. その他

私立大学附属病院において、新型コロナウイルス感染症に対応するために病院建物の新築・増築・改修等を行う事業についても、同様に利子助成の対象となります。詳しくはご相談ください。

（お問い合わせ先）

- ・融資第一係 03-3230-7862～7864（担当エリア：北海道～愛知県）
- ・融資第二係 03-3230-7866～7868（担当エリア：三重県～沖縄県）